

中島中学校の服装・学用品・自転車通学について

中島中学校生徒指導主事 岩田 裕美

6年生のみなさん、3か月後には中島中学校の生徒の一員です。中学校は、将来、自分の力で生きていく準備をする3年間です。そのため、着用する服や持ち物などにルールがあります。これは、みなさんが安心、安全に生活するためのルールです。みんなが笑顔で、楽しい中学校生活を送ることができるよう、ルールを守って中学校生活を送りましょう。みなさんの入学を楽しみに待っています。

1. 服装・所持品に関すること

服装	〔冬服〕標準型学生服、紺のセーラー服（胸あて、胸ポケットあり、袖口白線なし） 〔夏服〕白のカッターシャツ（半袖・長袖）、標準ズボン、スカート ★ベルト 色は黒・紺の単一色で無地のもの ★スカートの丈は、膝がかくれることを目安とする ★靴下は白で無地のもの 自然な状態でくるぶしが完全に隠れる長さのもの ★夏服のカッターシャツは、ボタндаウン、開襟は着用しない
名札	黒のフェルト又は布を台布とし、縫いつけて使用する。 夏服、冬服ともに、胸ポケットに安全ピンでとめる。
靴	〔通学用シューズ〕白で無地のヒモつきシューズ 運動靴と兼ねる。 〔上履〕学校指定の上靴（令和4年度入学生は緑色の線入り） 〔体育館シューズ〕白のヒモつきシューズ（体育の時間に使用）
体操服 ジャージ	本校規定のものを使用
雨具	上衣とズボン、クリーム色で背中に夜光テープがはってあるもの
防寒具	〔コート〕Pコート、スクールコート（ベージュ・黒・紺） 〔ウィンドブレーカー〕派手なデザインのもののはさける 安全面を考えると黒よりは白っぽいものが望ましい ・冬場の手袋、マフラーについては、安全面に支障がなければ使用してよい。また、制服やジャージの中に着用する防寒具については、冬季に書面で伝達する。
かばん セカンドバック	〔第一かばん〕校名入りの3WAYバッグ 教科書や学用品を入れるものとして使用する事が多い。 〔第二かばん〕校名・校章入りの指定バック 第一かばんに入らなかった学用品やジャージなどを入れるものとして使用することが多い。
頭髪	常に清潔に保ち、学習に支障のない髪型とする。 ★パーマをかけたり、染色・脱色したりしない。 ★長い髪（肩より下にかかる）はゴム（黒・茶・紺）でしばる。 ★視力低下や活動への支障を考え、前髪が目にかからないように整髪をする。
学用品	筆記具については、自分に必要なものと考えて使用する。安全面を考えて、カッターナイフ等のナイフは持ち込みを禁止する。 筆箱にキーホルダーをつけるなど、装飾品をつけることはしない。

※特別な事情がある時はこの限りではありません。先生に相談をしてください。

※持ち物には必ず名前を書きましょう。

2. 自転車通学に関すること

対象者	自転車通学の区域は設けない。自転車通学を希望する生徒は必ず保護者連署にて自転車許可申請書を提出する。また、休日に部活動で使用する場合や校外学習で使用する場合も申請書を提出する。
自転車の装備等	<p>変速機自転車でも可とする。</p> <p>内装変速機、外装変速機の規定はしないが、安全面から内装変速機が望ましい。</p> <p>変形ハンドル（カマキリ・ドロップハンドル等）は禁止とする。</p> <p>自転車のスタンドは駐輪するとき、自転車がまっすぐ立つものとする。</p> <p>学校の許可証シール（自転車許可申請書提出後配布される）をつける。</p> <p>安全上の問題から余分な装飾品はつけない。</p>
ヘルメット	<p>羽島市自転車安全利用推進条例【平成31年4月1日より施行】により、SGマーク、JIS等、安全基準を満たした自転車用ヘルメットであること。</p> <p><u>（令和4年度より中島中規定のヘルメットとはせず、安全基準を満たしたヘルメットであれば可と変更）</u></p> <p>中島中の校章シールの貼り付けは不要。</p> <p>〈安全基準を満たしたとされるマークの例〉</p> <div style="text-align: center;">  </div>
保険加入	必ず自転車損害保険への加入をする。保険の加入がない場合には、自転車通学の許可をしない。
自転車の乗り方等	<p>定期的に自転車の検査をし、特にブレーキの整備を完全しておく。学校でも自転車点検の機会を設けるため、異常が見つかった場合は修理をして使用する。</p> <p>自転車通学者は、第一かばんは背負うか、荷台にひもでくくりつける。かごに入れて運転をすると、重さから運転に危険が生じることがあるので望ましくない。安全のため、荷台にひもでくくりつけることが望ましい。</p> <p>盗難防止のために、駐輪場では必ず施錠すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★自転車に乗るときのルール（並走をしない、一旦停止をするなど）を守る。 ★自転車に乗る場合は、いかなる理由があろうともヘルメットを着用する。また、必ずあごひもをゆるみがないようにしめる。 ★片手、両手放し運転はしない。 ★登下校は決められた通学路を通る。 ★雨天時には雨合羽を使用する。傘差し運転はしない。 ★危険な乗り方をした場合（ヘルメットをかぶらないなど）やルールを守れない時は、自転車通学の許可を取り消すことがある。